

表5.2.1 環境影響評価の項目及び選定の理由(案)

環境要素の区分			影響要因の区分					工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用			事業特性・地域特性を踏まえた項目設定の理由
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	水底の掘削等	切土工等又は既存の工作物の除去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	道路(盛土・切土)の存在	道路(橋梁・高架)の存在	自動車の走行			
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	粉じん等										〔工事〕対象道路事業実施区域及びその周辺に住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する粉じん等による影響が考えられます。	
			二酸化窒素 (NO ₂)										〔存在・供用〕対象道路事業実施区域及びその周辺に住居等の保全対象が存在し、自動車の走行に伴い発生する二酸化窒素による影響が考えられます。	
			浮遊粒子状物質 (SPM)										〔存在・供用〕対象道路事業実施区域及びその周辺に住居等の保全対象が存在し、自動車の走行に伴い発生する浮遊粒子状物質による影響が考えられます。	
		騒音	騒音										〔工事〕〔存在・供用〕対象道路事業実施区域及びその周辺に住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び自動車の走行に伴い発生する騒音による影響が考えられます。	
		振動	振動										〔工事〕〔存在・供用〕対象道路事業実施区域及びその周辺に住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び自動車の走行に伴い発生する振動による影響が考えられます。	
	低周波音	低周波音										〔存在・供用〕対象道路事業実施区域及びその周辺に住居等の保全対象が存在し、橋梁若しくは高架の区間において、自動車の走行に伴い発生する低周波音による影響が考えられます。		
	水環境	水質	水の濁り										〔工事〕対象道路事業実施区域及びその周辺には河川等の公共用水域が存在し、工事の実施に伴う工事施工ヤードや工事用道路の設置、切土工等により影響を及ぼす可能性が考えられます。	
土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質										〔工事〕〔存在・供用〕対象道路事業実施区域及びその周辺に重要な地質が存在し、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路の存在による影響が考えられます。		
	その他の環境要素	日照障害										〔存在・供用〕対象道路事業実施区域及びその周辺に住居等の保全対象が存在し、橋梁若しくは高架の区間において、道路の存在による影響が考えられます。		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地										〔工事〕〔存在・供用〕対象道路事業実施区域及びその周辺に重要な種の生息が確認されており、建設機械の稼働、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路の存在による影響が考えられます。		
	植物	重要な種及び群落										〔工事〕〔存在・供用〕対象道路事業実施区域及びその周辺に重要な種の生育が確認されており、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路の存在による影響が考えられます。		
	生態系	地域を特徴づける生態系										〔工事〕〔存在・供用〕対象道路事業実施区域及びその周辺に動植物の生息・生育環境が確認されており、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路の存在による影響が考えられます。		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観										〔存在・供用〕対象道路事業実施区域及びその周辺に主要な眺望点及び景観資源が存在し、道路の存在による影響が考えられます。		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場										〔存在・供用〕対象道路事業実施区域及びその周辺に主要な触れ合いの活動の場が存在し、道路の存在による影響が考えられます。		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物										〔工事〕切土工等又は既存の工作物の除去に伴い発生し、事業実施区域外に搬出される建設副産物による影響が考えられます。		

注 1) 項目選定を示す記号の意味は以下の通りです。
 : 国土交通省令に示されている参考項目、 : 国土交通省令に示されていない参考項目以外の項目
 注 2) 「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいいます。
 注 3) 「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいいます。
 注 4) 「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいいます。
 注 5) 「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいいます。

注 6) 「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいいます。
 注 7) 「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいいます。
 注 8) 「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいいます。
 注 9) 「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいいます。

表5.3.2(1) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(案)

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 (大気質)	粉じん等	工事の実施 (建設機械の稼働)	建設機械の稼働により粉じん等が発生します。	<p>対象道路事業実施区域及びその周辺に住居等の保全対象が存在します。</p> <p>大気質(粉じん等)については、対象区域に一般環境大気測定局として、対象道路事業実施区域から西側に約3km離れたところに瑞浪局がありますが、粉じん等の測定は行われていません。</p> <p>気象については、対象区域に地域気象観測所として、対象道路事業実施区域から東側に約1km離れたところに恵那地域気象観測所があります。最近10年間の平均風速は0.90-9m/s、年間最多風向はSWです。</p>	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象(風向及び風速)の状況 <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。</p> <p>現地調査の調査方法は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風向、風速の状況 「地上気象観測指針」(気象庁、2002年)による方法により行います。 <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲内において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地点は、調査地域において、粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とします。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>調査期間は、季節ごとのそれぞれ1週間を基本とし、調査時間帯は建設機械の稼働及び工事用車両の運行による環境影響の予測に必要な時間帯とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析により、季節別に予測します。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測地点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の稼働 建設機械が稼働する区域の予測断面における工事施工ヤードの敷地境界線の地上1.5mとします。 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 工事用道路の予測断面における敷地境界線の地上1.5mとします。 <p>4. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、建設機械の稼働については、工事の区分ごとに環境影響が最大となる時期とします。</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行については、工事用車両の平均日交通量が最大になると予想される時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による粉じん等による影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の手法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。
		工事の実施 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行により粉じん等が発生します。					

表5.3.2(2) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(案)

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 (大気質)	二酸化窒素、 浮遊粒子状 物質	土地又は工作物の 存在及び供用 (自動車の走行)	<p>対象道路は、延長約12.5km、車線数4、設計速度60km/hの一般国道として計画されており、主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。</p> <p>対象道路における自動車の走行に伴い窒素酸化物及び浮遊粒子状物質が発生します。</p>	<p>対象道路事業実施区域及びその周辺に住居等の保全対象が存在します。</p> <p>大気質(二酸化窒素等)については、対象区域に一般環境大気測定局として、対象道路事業実施区域から西側に約3km離れたところに瑞浪局があります。平成19年度の結果をみると、浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値は0.0580-0.065mg/m³であり、環境基準を達成しています。なお、二酸化窒素の測定は行われていません。</p> <p>気象については、対象区域に地域気象観測所として、対象道路事業実施区域から東側に約1km離れたところに恵那地域気象観測所があります。最近10年間の平均風速は0.90-9m/s、年間最多風向はSWです。</p>	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素の濃度の状況 ・浮遊粒子状物質の濃度の状況 ・気象(風向及び風速)の状況 <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。</p> <p>現地調査の調査方法は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素、窒素酸化物の濃度の状況 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)に規定される測定方法により行います。 ・浮遊粒子状物質の濃度の状況 「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)に規定される測定方法により行います。 ・風向、風速の状況 地上気象観測指針(気象庁、2002年)による方法により行います。 <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲内において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地点は、調査地域において予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とします。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>調査期間は、春夏秋冬ごとのそれぞれ1週間の連続測定を基本とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>拡散式(ブルーム式及びパフ式)による方法で行い、年平均値を予測します。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>予測地点は、道路構造及び交通条件が変化することに区間を分割し、その区間において地域を代表する地点、特に影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象等への影響を的確に把握できる地点とします。予測地点の高さは原則として地上1.5mとします。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、影響が最大となる時期とします。</p> <p>5. その他</p> <p>バックグラウンド濃度は原則として二酸化窒素、浮遊粒子状物質の現況値を用います。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>自動車の走行に係る二酸化窒素、浮遊粒子状物質による影響が、事業者により実行可能な範囲内での限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討</p> <p>二酸化窒素については、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)、浮遊粒子状物質については、「大気汚染に係る環境基準」(昭和48年環境庁告示第25号)に規定する「環境基準」と調査及び予測結果との間に整合が図られているかどうかについて評価します。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。</p>

表5.3.2(3) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(案)

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 (騒音)	騒音	工事の実施 (建設機械の稼働)	建設機械の稼働時に騒音が発生します。	<p>対象道路事業実施区域及びその周辺に住居等の保全対象が存在します。</p> <p>対象区域では、一般環境騒音の24時間連続測定が行われている地点はありません。ここで、対象区域では、平成19年～20年に5地点で昼間の一部のみ測定が行われています。</p> <p>なお、対象道路事業実施区域には騒音に係る環境基準に基づく地域の類型指定がなされている地域及び騒音規制法に基づく特定建設作業に関する規制区域があります。</p>	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音の状況 ・地表面の状況 <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。</p> <p>現地調査の調査方法は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音の状況 <p>騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)に規定する測定方法により行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地表面の状況 <p>現地踏査による目視により行います。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲内において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地点は、調査地域において、予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とします。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>調査期間は、環境騒音が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、建設機械の稼働による環境影響の予測に必要な時間帯とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>(社)日本音響学会の建設工事騒音の予測モデルによる計算により予測します。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>予測地点は、原則として建設機械が稼働する区域の予測断面における特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準位置の敷地の境界線とします。予測地点の高さは、地上1.2mとします。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、工事の区分ごとに環境影響が最大となると予想される時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>建設機械の稼働に係る騒音による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討</p> <p>「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省、建設省告示第1号)に規定する基準と調査及び予測結果との間に整合が図られているかどうかについて評価します。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。</p>

表5.3.2(4) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(案)

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 (騒音)	騒音	工事の実施 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行時に騒音が発生します。	<p>対象道路事業実施区域及びその周辺に住居等の保全対象が存在します。</p> <p>対象区域では、道路交通騒音の測定が7地点で行われており、平成184年度の測定結果をみると、6地点で環境基準を達成していません。</p> <p>なお、対象道路事業実施区域には騒音に係る環境基準に基づく地域の類型指定がなされている地域及び騒音規制法に基づく自動車騒音に関する規制区域があります。</p>	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音の状況 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される沿道の状況 <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。</p> <p>現地調査の調査方法は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音の状況 <p>「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境省告示第64号)に規定する測定方法により行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿道の状況 <p>現地踏査による目視により行います。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、工事中の道路の接続が想定される既存道路において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地点は、調査地域において、予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とします。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>調査期間は、騒音が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による環境影響の予測に必要な時間帯とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>(社)日本音響学会の道路交通騒音の予測モデルによる計算により予測します。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>予測地点は、原則として工事中の道路の接続が予想される既存道路など工事中の車両が既存交通に合流する地点の近傍で、当該既存道路の沿道の状況を勘案し、既存道路の代表的な断面の敷地の境界線とします。予測地点の高さは、地上1.2mとします。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う騒音に係る環境影響が最大となると予想される時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音の影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討</p> <p>「騒音規制法第17条に基づく指定地域内における自動車騒音の限度」(平成12年総理府令第15号)及び「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境省告示第64号)に規定する「環境基準」と調査及び予測結果との間に整合性が図られているかどうかについて評価します。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。</p>

表5.3.2(5) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(案)

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 (騒音)	騒音	土地又は工作物の存在及び供用 (自動車の走行)	<p>対象道路は、延長約12.5km、車線数4、設計速度60km/hの一般国道として計画されており、主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。</p> <p>道路を走行する自動車から道路交通騒音が発生します。</p>	<p>対象道路事業実施区域及びその周辺に住居等の保全対象が存在します。</p> <p>対象区域では、道路交通騒音の測定が7地点で行われており、平成18年度の測定結果をみると、6地点で環境基準を達成していません。</p> <p>なお、対象道路事業実施区域には騒音に係る環境基準に基づく地域の類型指定がなされている地域及び騒音規制法に基づく自動車騒音に関する規制区域があります。</p>	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音の状況 ・対象道路事業により改築される道路の沿道の状況 <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。</p> <p>現地調査の調査方法は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音の状況 <p>「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境省告示第64号)に規定される測定方法により行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿道の状況 <p>現地踏査による目視により行います。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲内で、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地点は、調査地域において予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点を設定します。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>調査期間は、騒音が1年間を通じて平均的な状況と考えられる日とし、昼間及び夜間の基準時間帯とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>(社)日本音響学会の道路交通騒音の予測モデルによる計算により予測します。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>予測地点は、原則として予測地域の代表断面において、騒音に係る環境基準に規定された幹線交通を担う道路に近接する空間とその背後地の各々に設定します。</p> <p>予測地点の高さは、幹線道路近接空間及び背後地における住居等の各階の平均的な高さとしします。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、影響が最大となる時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>自動車の走行に係る騒音による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討</p> <p>「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境省告示第64号)に規定する「環境基準」と調査及び予測結果との間に整合が図られているかどうかについて評価します。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。</p>

表5.3.2(6) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(案)

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 (振動)	振動	工事の実施 (建設機械の稼働)	建設機械の稼働時に振動が発生します。	<p>対象道路事業実施区域及びその周辺に住居等の保全対象が存在します。</p> <p>対象区域では、振動の測定は行われていません。</p> <p>なお、対象道路事業実施区域には振動規制法に基づく特定建設作業に関する規制区域があります。</p>	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地盤の状況(地盤種別) <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。</p> <p>現地調査の調査方法は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地盤の状況 <p>表層地質及び周辺地形の状況について現地踏査による目視により行います。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲内において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地点は、調査地域において予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とします。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>調査期間は、地盤の状況を適切に把握できる時期とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>原則として事例の引用又は解析により予測します。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>予測地点は、原則として建設機械が稼働する区域の予測断面における振動規制法施行規則第11条の敷地の境界線とします。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、工事の区分ごとに環境影響が最大となると予想される時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>建設機械の稼働に係る騒音による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討</p> <p>「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)、「岐阜県公害防止条例施行規則」(昭和43年規則第129号)に規定する「特定建設作業の規制に関する基準」と調査及び予測結果との間に整合が図られているかどうかについて評価します。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。</p>

表5.3.2(7) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(案)

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 (振動)	振動	工事の実施 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行時に振動が発生します。	<p>対象道路事業実施区域及びその周辺に住居等の保全対象が存在します。</p> <p>対象区域では、振動の測定は行われていません。</p> <p>なお、対象道路事業実施区域には振動規制法に基づく道路交通振動に関する規制区域があります。</p>	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 振動の状況 地盤の状況(地盤種別) <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。</p> <p>現地調査の調査方法は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 振動の状況 「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)に規定する振動の測定方法により行います。 地盤の状況 表層地質及び周辺地形の状況について現地踏査による目視により行います。 <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、工用道路の接続が想定される既存道路の影響範囲内において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地点は、調査地域において予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とします。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>調査期間は、振動の状況を代表すると考えられる1日について、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による環境影響の予測に必要な時間帯とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>振動レベルの80%レンジの上端値を予測するための式を用いた計算により予測します。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>予測地点は、原則として工用道路の接続が予想される既存道路の接続箇所近傍に設定した予測断面における敷地の境界線とします。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う振動に係る環境影響が最大となると予想される時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動の影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討</p> <p>「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)に規定する「道路交通振動の限度」と調査及び予測結果との間に整合が図られているかどうかについて評価します。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。</p>

表5.3.2(8) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(案)

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 (振動)	振動	土地又は工作物の存在及び供用(自動車の走行)	<p>対象道路は、延長約12.5km、車線数4、設計速度60km/hの一般国道として計画されており、主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。</p> <p>道路を走行する自動車から道路交通振動が発生します。</p>	<p>対象道路事業実施区域及びその周辺に住居等の保全対象が存在します。</p> <p>対象区域では、振動の測定は行われていません。</p> <p>なお、対象道路事業実施区域には振動規制法に基づく道路交通振動に関する規制区域があります。</p>	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振動の状況 ・地盤の状況(地盤種別及び地盤卓越振動数) <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。</p> <p>現地調査の調査方法は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振動の状況 「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)に規定する振動の測定に定める方法により行います。 ・地盤の状況 地盤卓越振動数は、周波数分析による方法 地盤種別は、表層地質及び周辺地形の状況について現地踏査による目視により行います。 <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲内で、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地点は、調査地域において予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とします。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>調査期間は、当該道路の振動の状況を代表すると考えられる1日について、昼間及び夜間の区分ごととします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>振動レベルの80%レンジの上端値を予測するための式を用いた計算により予測します。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>予測地点は、原則として道路構造、交通条件が変化することに住居等が近接して立地する又は予定される位置を代表断面として選定し、この代表断面における対象道路の区域の境界とします。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、影響が最大となる時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>自動車の走行に係る振動による影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討</p> <p>「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)に規定する「道路交通振動の限度」と調査及び予測結果との間に整合性が図られているかどうかについて評価します。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。</p>

表5.3.2(9) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(案)

環境要素の大区分	項 目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 (低周波音)	低周波音	土地又は工作物の存在及び供用 (自動車の走行)	対象道路は、延長約12.5km、車線数4、設計速度60km/hの一般国道として計画されており、主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 橋梁・高架構造となる区間において、自動車の走行に伴う低周波音が発生します。	対象道路事業実施区域及びその周辺に住居等の保全対象が存在します。 対象区域では、低周波音の測定は行われていません。	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 ・住居等の位置 調査の基本的な手法 文献その他の資料又は現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査については、現地踏査による目視により行います。 調査地域 調査地域は、道路構造が橋梁・高架であり、低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲内で、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 既存調査結果より導かれた予測式による方法を用いて、自動車の走行による低周波音圧レベルを予測します。 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 予測地点 予測地点は、対象道路において、高架若しくは橋梁の上部工形式又は交通条件が変化すると区間を区切り、各区間のうち住居等の保全対象の位置を考慮して代表断面を選定します。予測地点は、原則として代表断面における住居等の位置の地上1.2mとします。 予測対象時期等 予測対象時期は、影響が最大となる時期とします。 	<ol style="list-style-type: none"> 回避又は低減に係る評価 自動車の走行に係る低周波音による影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。 	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。

表5.3.2(10) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(案)

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
水質	水の濁り	工事の実施(工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、切土工等)	対象道路は、主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。工事中の工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、切土工等に伴い発生する水の濁りによる影響が考えられます。	対象道路事業実施区域及びその周辺には木曾川水系の田違川や、庄内川水系の庄内川(土岐川)、佐々良木川、藤川等が存在します。また、これらの河川は漁業権が設定されています。	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共水域の分布の状況 ・公共水域における降雨量、水質その他の水に係る環境の状況 ・水道施設等の利水の状況、水産業の利用の状況、河川環境の整備と保全の状況 <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。現地調査の調査方法は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)に規定される測定方法 ・「水質調査方法」(昭和46年環水管第30号)に規定される測定方法 <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は事業実施区域における公共水域において、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路の設置を予定している水域とします。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地点は、調査地域において水象の状況を適切に把握できる地点とします。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>調査期間は、水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度として、原則として、月1回、1年以上とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置により生じる水の濁りの程度について、類似事例の引用又は解析により行います。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測地点</p> <p>予測地点は、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置に係る水の濁りの影響を受ける水域の範囲とします。</p> <p>4. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置に係る水の濁りが影響を与える時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置に係る水の濁りに関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討</p> <p>「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)に規定する「環境基準」と調査及び予測結果との間に整合が図られているかどうかについて評価します。</p>	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。

表5.3.2(11) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(案)

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
土壌に係る環境 (地形及び地質)	重要な地形及び地質	工事の実施 (工事施工ヤード及び工事用道路等の設置)	工事施工ヤード及び工事用道路等の設置により、重要な地形及び地質の消失又は縮小が考えられます。	対象道路事業実施区域及びその周辺には重要な地形及び地質として、傘岩等4箇所の地形・地質が存在します。	1. 調査すべき情報 ・地形及び地質の概況 ・重要な地質の分布、状態及び特性 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。ただし、必要に応じて聞き取り調査を行います。 現地調査については、現地踏査による目視により行います。 聞き取り調査については、専門家その他当該情報に関する知見を有する者を対象に行います。 3. 調査地域 調査地域は、対象道路事業実施区域及びその周辺とします。 4. 調査地点 調査地点は、調査地域において、重要な地質の特性や変化を適切に把握できる地点とします。 5. 調査期間等 調査期間は、重要な地質の特性や変化を適切に把握できる時期とします。	1. 予測の基本的な手法 対象事業の実施に伴う土地の改変範囲とその程度を把握し、重要な地質の分布範囲を重ね合わせることでより改変の程度を把握します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。 3. 予測対象時期等 予測対象時期は、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地質に係る環境影響を的確に把握できる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、並びに道路の存在に係る重要な地質に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。
		土地又は工作物の存在及び供用 (道路の存在)	道路の存在により、重要な地形及び地質の消失又は縮小が考えられます。					

表5.3.2(12) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(案)

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
その他の環境	日照障害	土地又は工作物の存在及び供用(道路(橋梁・高架)の存在)	道路(橋梁・高架)の存在により、住居等への日影の発生が考えられます。	対象道路事業実施区域及びその周辺に住居等の保全対象が存在します。	<p>1. 調査すべき情報 ・土地利用の状況 ・地形の状況</p> <p>2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理により行います。</p> <p>3. 調査地域 調査地域は、土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 等時間の日影線を描いた日影図の作成により、冬至日の等時間日影の範囲を予測します。</p> <p>2. 予測地域 予測地域は、土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>3. 予測地点 予測地点は、予測地域のうち、高架構造物等の沿道状況、高架構造物等と周辺地盤との高低差の程度を勘案し、日影状況の変化の程度を的確に把握できる地点とします。</p> <p>4. 予測対象時期等 予測対象時期は、道路(橋梁・高架)の設置が完了する時期の冬至日とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 道路(橋梁・高架)の存在に係る日照障害による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。</p>

表5.3.2(13) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(案)

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
動物	重要な種及び注目すべき生息地	工事の実施(建設機械の稼働)	建設機械の稼働に伴う騒音により、重要な種等への著しい影響が考えられます。	対象道路事業実施区域及びその周辺には、哺乳類ではカモシカ等8種、鳥類ではチュウサギやオオタカ、サシバ等4127種、爬虫類ではイシガメとスッポンの3種、両生類ではオオサンショウウオやイモリ等97種、魚類ではネコギギやメダカ等1643種、昆虫類ではタガメやギフチョウ、オオムラサキ等2525種、貝類ではオオタニシやタカビキ等106種、合計11289種の重要な動物が生息する可能性があります。	1. 調査の手法 建設機械の稼働により発生する騒音が、その影響を受けやすい重要な種等に対して、著しい影響を及ぼすおそれのある場合は、騒音について調査します。	1. 予測の手法 建設機械の稼働により発生する騒音が、その影響を受けやすい重要な種等に対して、著しい影響を及ぼすおそれのある場合は、その影響の程度を類似事例を参考に予測します。	1. 回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置並びに道路の存在に係る動物への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法及び専門家等による技術的助言を参考に選定しました。
		工事の実施(工事施工ヤード及び工事用道路等の設置)	工事施工ヤード及び工事用道路等の設置により、重要な種及び注目すべき生息地への影響が考えられます。	1. 調査すべき情報 ・動物相の状況(哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、魚類、昆虫類、底生動物、陸産・淡水産貝類、十脚甲殻類) ・重要な種等の状況(生態、分布、生息状況、生息環境) 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査については、哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、魚類、昆虫類、底生動物などの各々の種に適した手法を選定し、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取により行います。 (現地調査方法例) 哺乳類：直接観察、フィールドサイン法、トラップによる捕獲 鳥類：直接観察、ラインセンサス法、定点観察法 両生・爬虫類：直接観察及び採取 魚類：直接観察及び採取 昆虫類：直接観察及び採取、ライトトラップ法、ベイトトラップ法 底生生物：直接観察及び採取、コドラート法 3. 調査地域 調査地域は、対象道路事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、対象道路事業実施区域及びその端部から250m程度の範囲とします。ただし、行動圏が特に広い重要な種等については、必要に応じ適宜拡大します。 4. 調査地点 調査地点は、調査地域に生息するまたは生息する可能性のある動物の生態等を踏まえ、生息状況及び生息環境を適切に把握できる地点または経路とします。 5. 調査期間等 調査期間は、春夏秋冬の4季実施することを基本とし、調査地域に生息する動物を確認しやすい時期とします。	1. 調査すべき情報 ・動物相の状況(哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、魚類、昆虫類、底生動物、陸産・淡水産貝類、十脚甲殻類) ・重要な種等の状況(生態、分布、生息状況、生息環境) 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査については、哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、魚類、昆虫類、底生動物などの各々の種に適した手法を選定し、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取により行います。 (現地調査方法例) 哺乳類：直接観察、フィールドサイン法、トラップによる捕獲 鳥類：直接観察、ラインセンサス法、定点観察法 両生・爬虫類：直接観察及び採取 魚類：直接観察及び採取 昆虫類：直接観察及び採取、ライトトラップ法、ベイトトラップ法 底生生物：直接観察及び採取、コドラート法 3. 調査地域 調査地域は、対象道路事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、対象道路事業実施区域及びその端部から250m程度の範囲とします。ただし、行動圏が特に広い重要な種等については、必要に応じ適宜拡大します。 4. 調査地点 調査地点は、調査地域に生息するまたは生息する可能性のある動物の生態等を踏まえ、生息状況及び生息環境を適切に把握できる地点または経路とします。 5. 調査期間等 調査期間は、春夏秋冬の4季実施することを基本とし、調査地域に生息する動物を確認しやすい時期とします。	1. 予測の基本的な手法 重要な種等の生息地が消失・縮小の程度や重要な種等の移動経路が分断される程度を把握し、それらの影響が重要な種等の生息に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測対象時期等 予測対象時期は、事業特性及び重要な種等の生態を踏まえ、影響が最大となるおそれのある時期とします。		
		土地又は工作物の存在及び供用(道路の存在)	道路の存在により、重要な種及び注目すべき生息地への影響が考えられます。					

表5.3.2(14) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(案)

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
植物	重要な種及び群落	<p>工事の実施(工事施工ヤード及び工事用道路等の設置)</p> <p>土地又は工作物の存在及び供用(道路の存在)</p>	<p>工事施工ヤード及び工事用道路等の設置により、重要な種及び群落への影響が考えられます。</p> <p>道路の存在により、重要な種及び群落への影響が考えられます。</p>	<p>対象道路事業実施区域及びその周囲の現存植生は、山地・丘陵地や台地の大部分はモチツツジ・アカマツ群集やコナラ群落などの二次林やスギ・ヒノキ・サワラ植林となっており、河川沿いの低地には水田雑草群落、丘陵地や台地には落葉果樹園や畑地雑草群落がみられます。対象道路事業実施区域及びその周囲には、シデコブシやハナノキ、ヒトツバタゴ等140434種の重要な植物が生育する可能性があります。また、天然記念物として「釜戸ハナノキ自生地」や「ヒトツバタゴ自生地」等14件、特定植物群落として「恵那のヒノキ植林地」及び「恵那のアカマツ・モチツツジ群集」の2件が分布するとされています。</p>	<p>1. 調査すべき情報 ・植物相(シダ植物、種子植物)及び植生の状況 ・重要な種及び群落の状況(生態、分布、生育状況、生育環境)</p> <p>2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査については、個体の目視、必要に応じ個体の採取により行います。</p> <p>3. 調査地域 調査地域は、対象道路事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、対象道路事業実施区域及びその端部から100m程度の範囲とします。</p> <p>4. 調査地点 調査地点は、調査地域に生育するまたは生育する可能性のある植物の生態等を踏まえ、生育状況及び生育環境を適切に把握できる地点または経路とします。</p> <p>5. 調査期間等 調査期間は、春夏秋の3季実施することを基本とし、調査地域に生育する植物を確認しやすい時期とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 重要な種・群落の生育地が消失・縮小の程度を把握し、それらの影響が重要な種・群落の生育に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測します。</p> <p>2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測対象時期等 予測対象時期は、事業特性及び重要な種・群落の生態や特性を踏まえ、影響が最大となるおそれのある時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置並びに道路の存在に係る植物への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法及び専門家等による技術的助言を参考に選定しました。</p>

表5.3.2(15) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(案)

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
生態系	地域を特徴づける生態系	工事の実施(工事施工ヤード及び工事用道路等の設置)	工事施工ヤード及び工事用道路等の設置により、地域を特徴づける生態系への影響が考えられます。	対象道路事業実施区域及びその周囲の自然環境は、「山地・丘陵地の二次林」、「山地・丘陵地の人工林」、「山地・丘陵地の二次草地」、「台地の二次林」、「台地の人工林」、「台地の二次草地」、「果樹園・畑地」、「水田」、「開放水域」及び「市街地・その他」に類型区分されると考えられます。	<p>1. 調査すべき情報 ・動植物その他の自然環境に係る概況 ・地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況(生態、他の動植物との関係、分布、生息・生育の状況及び生息・生育環境の状況)</p> <p>2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査については、「動物」及び「植物」と同様とします。</p> <p>3. 調査地域 調査地域は、対象道路事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、対象道路事業実施区域及びその端部から250m程度の範囲とします。</p> <p>4. 調査地点 調査地点は、調査地域に生息・生育するまたは生息・生育する可能性のある動植物の生態等を踏まえ、生息・生育基盤の概況及び注目種等の状況を適切に把握できる地点または経路とします。</p> <p>5. 調査期間等 調査期間は、「動物」及び「植物」と同様とし、注目種等及びその生息・生育環境の状況を確認しやすい時期とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 注目種等の生息・生育基盤が消失・縮小の程度や注目種等の移動経路が分断される程度を把握し、それらの影響が注目種等の生息・生育状況の変化及びそれに伴う地域を特徴づける生態系に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測します。</p> <p>2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。</p> <p>3. 予測対象時期等 予測対象時期は、事業特性及び注目種等の生態や特性を踏まえ、影響が最大となるおそれのある時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置並びに道路の存在に係る生態系への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法及び専門家等による技術的助言を参考に選定しました。
		土地又は工作物の存在及び供用(道路の存在)	道路の存在により、地域を特徴づける生態系への影響が考えられます。					

表5.3.2(16) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(案)

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	土地又は工作物の存在及び供用(道路の存在)	道路の存在により、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響が考えられます	<p>対象道路事業実施区域及びその周辺には、土岐川を中心とした河川景観、河川沿いの低地の田園景観、低地の周囲にみられる丘陵地景観、市街地にみられる都市景観があります。</p> <p>対象道路事業実施区域及びその周囲には、水晶山や権現山等の主要な眺望点、竜吟の森や桜百選の園等の景観資源があります。</p>	<p>1. 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望点の状況 ・景観資源の状況 ・主要な眺望景観の状況 <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。ただし、必要に応じて聞き取り調査を行います。</p> <p>現地調査については、主要な眺望景観の状況を写真撮影により把握します。</p> <p>聞き取り調査については、主要な眺望点の管理者や関係地方公共団体を対象に行います。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>調査地域は、対象道路が認知される限界距離(対象道路事業実施区域及びその端部から3km程度の範囲)において、主要な眺望点及び景観資源が存在する地域とします。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>調査地点は、主要な眺望点及び景観資源の分布、視覚的關係及び対象道路の位置等を踏まえ、主要な眺望景観の変化が生じると想定される地点とします。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>調査期間は、主要な眺望点の利用状況、景観資源の自然特性を考慮し、主要な眺望景観が当該地域において代表的なものとなる期間、時期及び時間帯とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>主要な眺望点及び景観資源の改変については、対象道路事業実施区域を重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置及び程度を把握します。</p> <p>主要な眺望景観の変化については、フォトモンタージュ法等の視覚的な表現方法により、眺望景観の変化の程度を把握します。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>調査地域のうち、主要な眺望点及び景観資源の改変並びに主要な眺望景観の変化が生じる地域とします。</p> <p>3. 予測対象時期等</p> <p>予測対象時期は、対象道路事業の完成時において、主要な眺望点の利用状況及び景観資源の自然特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響を明らかにする上で必要な時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>道路の存在による景観への影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>	<p>事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法及び専門家等による技術的助言を参考に選定しました。</p>

表5.3.2(17) 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由(案)

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
人と自然との触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場	土地又は工作物の存在及び供用(道路の存在)	道路の存在により、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられます。	対象道路事業実施区域及びその周辺には、東海自然歩道や中山道、桜百選の園等の主要な人と自然との触れ合いの活動の場があります。	1. 調査すべき情報 ・人と自然との触れ合いの活動の場の概況 ・主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査は、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の状況について写真撮影を行うとともに、活動内容を把握します。 3. 調査地域 調査地域は、対象道路が人と自然との触れ合いの活動の場の利用性の変化や快適性の変化を生じさせる範囲(対象道路事業実施区域及びその端部から500m程度の範囲)において、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在する地域とします。 4. 調査地点 調査地点は、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用性や快適性に及ぼす影響を適切に把握できる地点とします。 5. 調査期間等 調査期間は、人と自然との触れ合いの活動の特性、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況を踏まえ、それらを適切に把握できる期間、時期及び時間帯とします。	1. 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変の程度や利用性・快適性の変化の程度を把握します。 2. 予測地域 調査地域のうち、主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変や利用性・快適性の変化が生じる地域とします。 3. 予測対象時期等 予測対象時期は、対象道路事業の完成時において、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を明らかにする上で必要な時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 道路の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場への影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法及び専門家等による技術的助言を参考に選定しました。
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	工事の実施(切土工等又は既存の工作物の除去)	切土工等又は既存の工作物の除去による立木の伐採等に係る廃棄物等による影響が考えられます。	対象地域には、産業廃棄物処理施設の間処理施設が24箇所、最終処分施設が2箇所あります。	1. 調査すべき情報 ・コンクリートやアスファルトコンクリートの既存の工作物、建設発生木材の分布状況 ・再資源化施設、中間処理施設の立地状況 2. 調査の基本的な手法 調査は文献調査及び現地調査を基本とし、必要に応じて聞き取り調査を行う。 3. 調査地域 調査地域は、廃棄物等が発生する対象事業実施区域を基本とする。	1. 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産物の種類ごとの概略の発生及び処分の状況を予測します。 2. 予測地域 予測地域は、対象道路事業実施区域とします。 3. 予測対象時期等 予測対象時期は、対象事業の工事期間とします。	1. 回避又は低減に係る評価 土工等又は既存の工作物の除去及び立木の伐採等に係る廃棄物等に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法及び専門家等による技術的助言を参考に選定しました。